

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和4年2月16日

今治市監査委員 木原盛展  
同 羽藤謙司

監査対象機関	監査結果報告書の日付
企画財政部 地域振興局 波方支所	令和3年12月21日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 消火訓練及び避難訓練等が実施されていなかったため、適正に実施されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 消火訓練及び避難訓練、通報訓練を波方支所・波方公民館合同で令和4年1月12日(水)に実施した。次回以降の消火訓練及び避難訓練等については、年間を通じて事前に計画を策定し、定期的実施するように改めた。</p>	

<p>保育所及び認定こども園主管部課</p>	<p>監査結果報告書の日付</p>
<p>健康福祉部 保育幼稚園課</p>	<p>令和3年12月21日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 遊具安全点検において、総合判定がCの遊具であっても、保育幼稚園課や保育所、認定こども園において再点検の上、使用を継続しているが、修繕を行うかについての判断を含め、文書にて記録を残されたい。</p> <p>(総合判定基準) A～Dの4段階評価</p> <p>C: 異常があり、修繕又は対策が必要 (修繕完了まで使用不可、場合により使用可)</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 総合判定がCとなった遊具については、早期に修繕を実施することとしている。また、総合判定がCの遊具のうち「安全領域不足」といった修繕対応ができないものについては、保育幼稚園課職員、保育所職員及び点検業者にて再点検を行い、遊具の使用の可否や使用条件等を協議している。なお、協議事項については、文書にて記録を残すよう改めた。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
清水小学校	令和3年12月21日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 補助事業において、長期の立替払いが見受けられたので、適正に処理されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 今までは長期間の立替払いを行っていたが、事務を見直し、教科担当者が1か月ごとに確認・精算するように改めた。</p>	

小中学校主管部課	監査結果報告書の日付
教育委員会事務局 総務課	令和3年12月21日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 消防用設備等点検結果報告書に不良箇所の記載があるものについて、改善がなされていないものが見受けられたので改善されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 図書原簿は、図書管理システムで管理していることから受入年月日を記載していない学校もあり、各学校で取扱いが異なるため、事務取扱方法を明確にされたい。</p> <p>2 備品管理簿は、備品管理システムで管理していることから、出力したものを置いている学校もあり、各学校で取扱いが異なるため、事務取扱方法を明確にされたい。</p> <p>3 電気設備保安管理業務に係る点検報告書に機器交換推奨報告があるものについては、機器の状態を確認のうえ、交換するかどうかの判断内容を記録として残されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 消防設備について、市内にある学校全体の報告をもらった後、指摘のあった不良箇所は年度内に順次取替え・修繕等の対応を取り、安全管理に務めるよう改めた。</p> <p>(意見)</p> <p>1 今まで学校により取扱いが異なっていたが、今後はシステム上で把握できるため、記載の必要はないという取扱いにし、学校に周知するよう改めた。</p> <p>2 今まで学校により取扱いが異なっていたが、今後はシステム上で把握できるため、出力の必要はないという取扱いにし、学校に周知するよう改めた。</p> <p>3 電気設備保安管理業務については、交換は順次執り行っているものであるが、費用がかかり、その順番の判断にも専門的な知識が必要になるので、今後は判断基準等について記録を残すよう事務の扱いについて見直しを行った。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 社会教育課 波方公民館	令和3年12月21日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 公民館使用料の減免について、一部使用料の減免基準に適さないものが見受けられたので、公民館条例施行規則に従って、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 今治市公民館条例施行規則の内容を再度確認するとともに、使用料減免等の処理に関し決裁権者や担当係長による指導および確認の徹底を行い、適切な事務処理を行うよう改めた。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 社会教育課 大西公民館	令和3年12月21日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 分任出納員の事務引継について、分任出納員が異動し、後任者への釣銭を引き継ぐための手続きがなされていなかったため、出納室発出文書に沿って、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 今治市会計規則の内容を再度確認するとともに、釣銭として必要な現金の保管者について課内で認識の徹底を行い、適切な事務処理を行うよう改めた。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 社会教育課 関前開発総合センター	令和3年12月21日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 資料複写料について、以前より支所の歳入科目で受け入れをしていたので、当該公民館の歳入科目を適正に設定し、受け入れされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>1 今年度支所費で執行していたものについては正当科目である公民館費へ振替を行うとともに、今後は受け入れ時にも同科目で適正に処理するよう改めた。</p>	